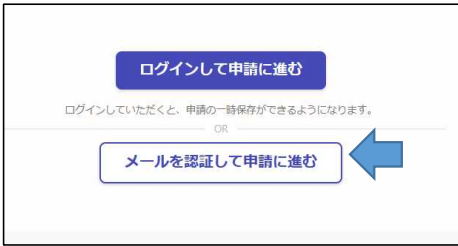




よくあるご質問

Q	A
<p>しがネット受付サービスにつないだが、上手く報告できない。</p>	<p>下記手順に従い、進んでください。</p> <p>①滋賀県ホームページ内の「検査実績報告(しがネット受付サービス)」をクリックすると、下記の表示が出てきますので、「メールを認証して申請に進む」をクリックしてください。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>②メールアドレスを入力し、「確認メールを送信」ボタンをクリックしてください。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>③入力していただいたメールアドレスあてに「noreply@mail.graffer.jp」から下記のメールが届きますので、メール本文に記載のURLをクリックしてください。実績報告ページにつなぐことができます。</p> <div style="text-align: center;">  </div>
<p>検査実施後に抗原定性検査キットが余った。余ったキットはどうすればよいか。</p>	<p>返却は不要ですので、施設で保管いただき、必要時にお使いください。使用されない場合は、お手数ですが処分をお願いいたします。</p>
<p>キットを壊してしまった。代替りのキットはもらえるのか。</p>	<p>配布したキットに余りがないかご確認いただき、余りがあればそちらをご使用ください。余りがないようでしたら、申し訳ございませんが、代替りのキットの配布は行っておりません。</p>
<p>検査を行ってコロナ陽性の判定が出た場合どうすればよいか。</p>	<p>①利用者・従事者の方々の健康状態の確認 ②施設で標準予防策(平時の際の予防策)が出来ているかの確認をしていただくようお願いいたします。</p> <p>【陽性の方が有症状の場合】 お仕事については控えていただいた方がよいですが、医療機関への受診はご自身の判断にお任せしております。</p> <p>【陽性の方が無症状の場合】 検体採取日からは5日間は利用者とは接さないようお願いいたします。制限等はありませんが、例えばお仕事を控えていただく、利用者とは接さない業務を行っていただく等がよいかと考えられます。</p>
<p>施設の入所者は検査対象に含まれるのか。</p>	<p>新規入所者と外泊から戻られた入所者のみ対象です。</p>

Q	A
新規入所者の範囲はどこまでか。	1週間以内に入所された方を対象としております。
誤ってすでに検査を行ってしまった。どうすればよいか。	追加のキットを配布することはできません。すでに行った検査の結果を集計していただいた上で、健康危機管理課調査・検査係(077-528-3584)あてご連絡ください。
今回の一斉検査以外で検査キットを配布している事業はあるのか。	一般県民の有症状者向けに検査キットを配布しております。滋賀県ホームページで「有症状者向けの検査キット配布」で検索していただければ詳細を確認していただけます。
検査実施のタイミングで職員が休みだった場合、どうすればよいか。	「週2回」実施していただければ、何曜日でも差し支えはありませんので出勤されたタイミングで検査していただくようお願いします。
施設内で入所・通所・訪問の事業を複数行っている。従業員も複数事業を担当している。どのように申請すればよいか。	原則施設の詳細ごと(入所・通所・訪問)分けて報告していただきたいですが、従業員が複数の事業を行っているため厳密に分けることができない等の場合は、主な施設詳細を選択し、報告してください。
従業員の範囲はどこまでか。委託業者(厨房・清掃業者等)やアルバイトは含まれるのか。	施設の利用者に接する業務を行っている場合は検査対象となります。